

増改築相談員 新規・更新研修会のご案内

いつも組合活動にご協力いただきありがとうございます。

「増改築相談員」の研修会（主催：全建総連千葉県連合会）が下記日時にて開催されますので、ご案内致します。

前回 2013 年に開催してから 5 年の定期更新となります。今回は更新講習と併せて、「新たに資格取得したい」との意向をお持ちの新規講習も実施されます。

記

- 1、日時
①更新 2019年2月6日(水) 10時～16時
②新規 2019年2月6日(水) 10時～16時(1日目)
2019年2月7日(木) 10時～16時(2日目)
※新規の方は2日間の受講となります。
- 2、場所 四街道市文化センター 3階301号室
(住所：四街道市大日 396番地)
- 3、申込方法 申込ご希望の方は、組合事務所(04-7192-3052)までご連絡ください。
ご連絡を頂きましてから、申込書・会場地図等をFAX致します。
- 4、受講料 ①更新 25,000円 ②新規 30,000円

※受講料は、後日引落となります。
※今回は、千葉県連合会主催なので、補助が出て上記金額となります。
※講習機関によって受講料は異なりますので、ご注意ください。
- 5、申込期限 2019年1月11日(金)
- 6、留意事項 ①更新は、有効期限が2019年3月31日までの方が対象になります。
②新規は、住宅建築の実務経験が10年以上の方が対象となります。

以上

○増改築相談員とは？

増改築相談員は、住宅をリフォームすることを考えている消費者からの相談に切実に対応するとともに、必要に応じて積極的に助言などを行い、住宅のリフォームの健全な普及を促進します。

また、消費者の要請に応じて、住宅リフォームの具体的計画や見積もり等を行います。

現在、全国で約 15,000 人の方が増改築相談員として「公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター」に登録をしています。

○増改築相談員になるには？

住宅建築の実務経験が 10 年以上あり、増改築相談員として登録を希望される方は、財団が定めたカリキュラムの研修会を受講していただきます。研修会後に実施する考査に合格すると、増改築相談員として財団に登録されます。